

証明書コンビニ交付サービスについて

アナ： 「市長が語る 2017 三島」第13回の今日は、「証明書コンビニ交付サービスについて」お話しを伺います。豊岡市長、よろしくお願いします。

市長： よろしく申し上げます。

アナ： この「証明書コンビニ交付サービス」は、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付のことだそうですが、どのようなものでしょうか。

市長： コンビニ交付は「地方公共団体情報システム機構」が提供するサービスの一つでございます。市民の方が個人番号カードをコンビニエンスストアに持参し、店舗内に設置されているマルチコピー機を操作していただくことで、住民票の写しなどの各種証明書の取得ができるようにするものです。

アナ： このサービスは、どの位の自治体で行われているのですか。

市長： 平成29年5月1日時点において、全国の1741市区町村のうち約411団体でこのサービスを提供しており、静岡県内では6月1日の時点で、県内35市町(しまち)のうち、17の市町でサービスを提供していると伺っています。このコンビニ交付を実施することにより、証明書を取得できる時間帯及び交付場所が飛躍的に増加いたしますので、住民の方々の利便性の向上はもとより、証明書を交付する窓口の混雑緩和も図られるものと期待されています。

アナ： 利用できるコンビニは、三島市内にある店舗だけですか。

市長： 「地方公共団体情報システム機構」によりますと、平成29年3月末現在、セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート等の全国約5万か所の店舗での利用が可能とされております。そのうち三島市内には38の店舗がございますが、急に証明書が必要になったときでも、三島市内のみならず、市外にあるお勤め先の近くや、お出かけ先のコンビニエンスストアでも証明書を取得することができるようになります。

アナ： それはとても便利になりますね。このサービスでは、どのような証明書が取れるようになるのでしょうか。

市長： 取り扱いを行う証明書につきましては、住民票の写し、印鑑登録証明書と、課税(所得)証明書を予定しております。

アナ： 手数料はどうなりますか。

市長： 証明交付手数料につきましては、市役所及び中郷や北上市民サービスコーナーの窓口で交付する手数料と同額の300円となるよう検討しております。

アナ： 利用できる日や時間はどのようになりますか。

市長： 12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く毎日で、土曜日や日曜日にもご利用が可能となります。取り扱い時間につきましては、午前6時30分から午後

11時までとなります。

アナ： 取り扱いの時間帯も広がって、とても利用しやすくなりますね。三島市では、いつ頃からこのサービスを始めるのでしょうか。

市長： **広報みしま 5 月 1 日号でお知らせしましたとおり、平成 29 年 10 月からサービスを提供いたします。現在は、その準備作業を進めております。**

アナ： 市民の方々全員がこのサービスを利用できるようになるのでしょうか。

市長： **三島市内に住民登録のある方で、個人番号カードの交付を受けた方のうち、「利用者証明用電子証明書」の機能を外していない方が利用できることとなります。**

アナ： それは覚えておきたいポイントですね。三島市では、これまでに何人ぐらいの方が、個人番号カードを作っているのですか。

市長： **私を含めまして、約 1 万人を超える方が個人番号カードをお持ちになっております。**

アナ： これから個人番号カードを作りたい方は、どのようにすればよいのでしょうか。

市長： **平成 27 年の 12 月末頃に、皆様のご自宅に送られた個人番号カード交付申請書を使って申請をしていただくこととなります。申請の方法などご不明な点がありましたら、申請書を持って市民課の窓口においていただければと思います。**

アナ： 市民の皆さんが心配に思うのは個人情報の漏えいだと思いますが、対策はされていますか。

市長： **マイナンバー制度に関する情報管理につきましては、まず専用の通信ネットワークを利用すること、通信内容を暗号化すること、そして証明書交付センターとコンビニの端末には証明書データを保持しないという運用方法などによりまして、個人情報漏えい防止対策を行っていると同っています。**

アナ： なるほど、情報漏えいが起こらないように、万全な体制づくりがされているということですね。

豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長： **ありがとうございました。**